

#### 4. 各年度の指定障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の入所定員総数

##### <第7期障がい福祉計画>

指定障がい者支援施設の必要入所定員総数	
令和6年度	4,600人
令和7年度	4,600人
令和8年度	4,600人

\*必要入所定員総数については、いわゆる整備法(平成22年法律第71号)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障がい児施設等に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障がい者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。

##### <第3期障がい児福祉計画>

	指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数	
	福祉型	医療型
令和6年度	590人	230人
令和7年度	590人	230人
令和8年度	590人	230人

\*旧重症心身障がい児施設については、医療型障がい児入所施設と療養介護の定員を区別することなく指定を受けている現状から、医療型障がい児入所施設の必要入所定員総数については、計画期間中に想定される入所児童数の最大値をもって児童福祉法第33条の22第2項第3号に掲げる必要入所定員総数とした。このため、同法第24条の9第2項において引用される第33条の22第1項の規定により定める必要入所定員総数とは性質を異にすることに留意のこと。